発行者情報

# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【公表日】 | 2026年９月30日 |
| 【発行者の名称】 | 株式会社デージーネット<br>（DesigNET Inc.） |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　恒川裕康 |
| 【本店の所在の場所】 | 名古屋市名東区上社四丁目39番地の1 |
| 【電話番号】 | 052-709-7121 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役　IR担当部長　的場憲二 |
| 【担当J-Adviserの名称】 | 名南Ｍ＆Ａ株式会社 |
| 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　篠田康人 |
| 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 | 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目１番１号<br>ＪＰタワー名古屋34階 |
| 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.meinan-ma.com/ir/ |
| 【電話番号】 | 052-589-2795 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market<br>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。<br>名称：株式会社証券保管振替機構<br>住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | 株式会社デージーネット<br>https://www.designet.co.jp/<br>株式会社東京証券取引所<br>https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

# 第一部　【企業情報】

## 第１　【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第２ 【企業の概況】

### １ 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第27期<br>中間会計期間 | 第28期<br>中間会計期間 | 第26期 | 第27期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 会計期間 | | 自 2025年１月１日<br>至 2025年６月30日 | 自 2026年１月１日<br>至 2026年６月30日 | 自 2024年１月１日<br>至 2024年12月31日 | 自 2025年１月１日<br>至 2025年12月31日 |
| 売上高 | （千円） | 201,580 | 188,751 | 455,878 | 393,332 |
| 経常利益又は経常損失（△） | （千円） | △14,048 | △9,567 | 18,462 | △28,151 |
| 当期純利益又は中間（当期）純損失（△） | （千円） | △8,905 | △5,950 | 9,992 | △27,625 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 | （千円） | ― | ― | ― | ― |
| 資本金 | （千円） | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 |
| 発行済株式総数 | （株） | 250,000 | 250,000 | 25,000 | 250,000 |
| 純資産額 | （千円） | 139,522 | 114,851 | 150,426 | 120,802 |
| 総資産額 | （千円） | 492,045 | 483,495 | 520,994 | 504,162 |
| １株当たり純資産額 | （円） | 558.09 | 459.41 | 601.71 | 483.21 |
| １株当たり配当額<br>（うち１株当たり中間配当額） | （円） | ―<br>（―） | ―<br>（―） | 79.94<br>（―） | ―<br>（―） |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり中間（当期）純損失（△） | （円） | △35.62 | △23.80 | 39.97 | △110.50 |
| 潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益 | （円） | ― | ― | ― | ― |
| 自己資本比率 | （%） | 28.4 | 23.8 | 28.9 | 24.0 |
| 自己資本利益率 | （%） | △6.1 | △5.1 | 6.6 | △20.4 |
| 株価収益率 | （倍） | △11.8 | ― | ― | △3.8 |
| 配当性向 | （%） | ― | ― | 20.0 | ― |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | 68,761 | 31,055 | 2,012 | 50,572 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | △7,852 | △13,531 | 22,382 | △14,828 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | △32,605 | △24,932 | △61,400 | △6,066 |
| 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 | （千円） | 102,346 | 96,313 | 74,042 | 103,720 |
| 従業員数<br>〔ほか、平均臨時雇用人員〕 | （名） | 47<br>〔11〕 | 51<br>〔12〕 | 47<br>〔10〕 | 45<br>〔11〕 |

（注）１．当社は第27期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第26期の中間財務諸表は作成しておりません。

２．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

４．第26期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第28期中間期の株価収益

率は、当中間会計期間において売買実績が存在しないため記載しておりません。

５．第27期、第27期中間会計期間及び第28期中間会計期間の１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

６．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（　）内に外数で記載しております。

７．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき、第26期の財務諸表については、栄監査法人の監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、第27期の財務諸表については栄監査法人の監査を、第27期の中間財務諸表及び第28期の中間財務諸表については栄監査法人の期中レビューを受けております。

８．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

９．当社は、2024年４月１日付で普通株式１株につき100株、2025年３月24日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり中間(当期)純損失（△）を算定しております。

## ２　【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

## ３ 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## ４ 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年６月30日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---|---|---|---|
| 51(12) | 34.2 | 5.92 | 4,113 |

(注) １．当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員(パートタイマー)の年間平均雇用人数であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

# 第３ 【事業の状況】

## １ 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の回復を背景に、緩やかな景気回復が続きました。一方で、物価上昇や人手不足の深刻化に伴う人件費の上昇など、企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。このような状況の中、企業においては生産性向上や業務効率化に向けたデジタル投資への関心が高まっております。

このような情勢の中、IT業界におきましては、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進やAI活用の拡大を背景に、企業のIT投資意欲は引き続き堅調に推移しております。特に、サイバー攻撃の高度化を受けたセキュリティ対策の強化、業務効率化や柔軟なシステム運用を実現するクラウド活用、データ利活用による経営高度化に関する需要は拡大傾向にあります。一方で、IT人材の不足や技術者の確保・育成は依然として重要な課題となっており、案件の高度化・多様化に対応できる技術力や提案力が求められております。また、半導体をはじめとする電子部品の供給不足や調達価格の上昇は徐々に緩和されるつつあるものの、一部製品では依然として調達リードタイムの長期化が見られ、システム導入計画や設備投資に影響を及ぼしております。さらに、生成AIの急速な普及により、システム開発や運用業務の効率化が進む一方で、新たな技術への対応や活用ノウハウの蓄積が重要となっております。こうした背景から、企業間の競争環境は一層厳しさを増しております。

こうした状況の下、当社は引き続きOSSの活用によって顧客企業の成長を強力に支援してまいりました。本年度は、半導体をはじめとする電子部品の供給不足の影響により、機器調達の遅延が発生し、導入時期が後ろ倒しとなる状況やプロジェクトの長期化が増加しています。一方で、営業体制の強化を目的とした人材採用については進展が見られており、順調に体制強化が進んでおります。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は188,751千円（前年同期比6.4％減）、営業損失は13,688千円（前年同期は3,611千円の営業損失）、経常損失は9,567千円（前年同期は14,048千円の経常損失）、中間純損失は5,950千円（前年同期は8,905千円の中間純損失）となりました。

なお、当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前事業年度末に比べ7,407千円減少し、96,313千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は31,055千円（前年同期は増加した資金68,761千円）となりました。これは主に売上債権の減少25,217千円、前受金の増加6,689千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は13,531千円（前年同期は減少した資金7,852千円）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が10,009千円、保険積立金の積立による支出が4,851千円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は24,932千円（前年同期は減少した資金32,605千円）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出24,932千円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、システムの提案・構築・保守等に係るサービスの提供を行っており、そのサービスの性格上、生産実績という区分は適当でないため、記載しておりません。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

| 区分 | 受注高(千円) | 前年同期比(%) |
|---|---|---|
| システムインテグレーションサービス | 124,039 | 145.1 |
| システム運用・メンテナンス | 87,970 | 115.7 |
| コンサルティング | 960 | 160.0 |
| 合計 | 212,969 | 131.4 |

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

| 区分 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|---|---|---|
| システムインテグレーションサービス | 119,928 | 85.0 |
| システム運用・メンテナンス | 64,813 | 108.2 |
| コンサルティング | 4,010 | 668.3 |
| 合計 | 188,751 | 93.6 |

(注) 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がいないため、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は記載を省略しております。

## ３　【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## ４ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年３月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J－Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J－Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J－Adviser 契約を締結しているのは名南Ｍ＆Ａ株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J－Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り１か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J－Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J－Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J－Adviser 契約上の義務＞

・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと

・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること

・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J－Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、名南Ｍ＆Ａ株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J－Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後１年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）規程施行規則第501条第７項第５号ｂに定める、第６項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第１号ａｊに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②　銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③　破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の１００分の１０に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ） 前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる

日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ） TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの2　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が３００％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

## ５ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## ６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## ７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は135,145千円となり、前事業年度末に比べ33,012千円減少しました。これは主に現金及び預金が7,407千円、売掛金が25,217千円減少したことによるものです。固定資産は348,349千円となり、前事業年度末に比べ12,345千円増加しました。これは主に、車両運搬具が2,987千円、工具、器具及び備品が3,838千円、保険積立金が4,851千円増加したことによるものです。

この結果、資産合計は483,495千円となり、前事業年度末に比べ20,666千円減少しました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は241,986千円となり、前事業年度末に比べ13,374千円増加しました。これは主に前受金が6,689千円、買掛金が3,578千円、１年内返済予定の長期借入金が3,158千円増加したことによるものです。固定負債は126,657千円となり、前事業年度末に比べ28,090千円減少しました。これは主に長期借入金が28,090千円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は368,643千円となり、前事業年度末に比べ14,715千円減少しました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産は114,851千円となり、前事業年度末に比べ5,950千円減少しました。これは、中間純損失5,950千円によるものです。

この結果、自己資本比率は23.8％（前事業年度末は24.0％）となりました。

(3) 経営成績の分析

「１【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4)キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

# 第４　【設備の状況】

## １　【主要な設備の状況】

当中間会計期間における主要な設備の増加は、以下のとおりであります。

2026年６月30日現在

| 事業所名<br>（所在地） | 設備の内容 | 帳簿価額（千円） | | | | | 従業員数<br>（名） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 建物<br>及び構築物 | 機械装置<br>及び運搬具 | 土地<br>（面積㎡） | その他 | 合計 | |
| 本社<br>（愛知県名古屋市名東区） | 事業設備 | － | 4,644 | －<br>(－) | 5,365 | 10,009 | － |

（注）帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

## ２　【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、改修、除却等の計画はありません。

# 第５ 【発行者の状況】

## １ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数（株） | 未発行株式数（株） | 中間会計期間末現在発行数（2026年６月30日）（株） | 公表日現在発行数（2026年９月30日）（株） | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,000,000 | 750,000 | 250,000 | 250,000 | 東京証券取引所（TOKYO PRO Market） | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 1,000,000 | 750,000 | 250,000 | 250,000 | ― | ― |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（千円） | 資本金残高（千円） | 資本準備金増減額（千円） | 資本準備金残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2026年１月１日～2026年６月30日 | ― | 250,000 | ― | 40,000 | ― | ― |

(6) 【大株主の状況】

2026年６月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％） |
|---|---|---|---|
| 恒川晴美 | 愛知県名古屋市名東区 | 125,000 | 50.00 |
| 恒川裕康 | 愛知県名古屋市名東区 | 124,900 | 49.96 |
| 株式会社ポートエム | 東京都千代田区麹町４丁目５－２０ ＫＳビル８Ｆ | 100 | 0.04 |
| 計 | ― | 250,000 | 100.00 |

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年６月30日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(自己株式等) | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(その他) | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式(自己株式等) | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 250,000 | 2,500 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | ― | ― | ― |
| 発行済株式総数 | 250,000 | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― | 2,500 | ― |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## ２ 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 2026年１月 | 2026年２月 | 2026年３月 | 2026年４月 | 2026年５月 | 2026年６月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 最高(円) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 最低(円) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

（注） １．最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．2026年１月から2026年６月までにおいては、売買実績はありません。

## ３ 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間会計期間における役員の異動は次の通りであります。

（１）新任役員

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(株) | 就任年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 橋本 敏成 | 1961年７月26日 | 1985年４月<br>2003年６月<br>2005年６月<br>2009年６月<br>2011年４月<br>2019年６月<br>2020年６月<br>2021年６月<br>2022年４月<br>2026年５月 | 株式会社愛知銀行入行<br>愛知銀行 富田支店 支店長<br>愛知銀行 営業本部 営業戦略チームリーダー<br>愛知銀行 黒川支店 支店長<br>愛知銀行 名古屋駅前支店 支店長<br>愛銀ビジネスサービス株式会社 代表取締役<br>愛銀コンピュータサービス株式会社 代表取締役を兼務<br>株式会社愛銀ディーシーカード 取締役 統括部長<br>株式会社愛知銀行を退職<br>当社常勤監査役就任（現任） | (注) 3 | ― | 2026年５月29日 |
| 監査役 | 永井 里樹 | 1974年２月17日 | 1996年４月<br>2003年10月<br>2008年２月<br>2009年10月<br>2026年５月 | 日本ペイント株式会社入社<br>竹尾保彦税理士事務所入所<br>税理士登録<br>税理士法人 税金相談センター 代表社員（現任）<br>当社監査役就任（現任） | (注) 3 | ― | 2026年５月29日 |

（注） １．常勤監査役　橋本 敏成は、社外監査役であります。
２．監査役　永井 里樹は、社外監査役であります。
３．監査役の任期は、当社定款の定めにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

（２）退任役員

| 役職名 | 氏名 | 退任年月日 |
| --- | --- | --- |
| 監査役 | 松本　千春 | 2026年５月29日 |

（３）異動後の役員の男女別人数および女性の比率
男性６名、女性１名（役員のうち女性の比率14.3%）

## 第６　【経理の状況】

１　中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、中間会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）の中間財務諸表について、栄監査法人による期中レビューを受けております。

３　中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>(2025年12月31日) | 当中間会計期間<br>(2026年６月30日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 103,720 | 96,313 |
| 売掛金 | 61,864 | 36,646 |
| 商品 | ― | 0 |
| 前払費用 | 1,686 | 935 |
| その他 | 1,258 | 1,470 |
| 貸倒引当金 | △371 | △219 |
| 流動資産合計 | 168,158 | 135,145 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 181,226 | 181,226 |
| 減価償却累計額 | △71,190 | △73,073 |
| 建物(純額) | 110,035 | 108,152 |
| 構築物 | 7,955 | 7,955 |
| 減価償却累計額 | △7,791 | △7,817 |
| 構築物(純額) | 163 | 138 |
| 車両運搬具 | 6,490 | 7,043 |
| 減価償却累計額 | △3,682 | △1,247 |
| 車両運搬具(純額) | 2,808 | 5,795 |
| 工具、器具及び備品 | 20,583 | 25,276 |
| 減価償却累計額 | △17,728 | △18,582 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 2,855 | 6,693 |
| 土地 | 140,009 | 140,009 |
| 有形固定資産合計 | 255,872 | 260,789 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 81 | 81 |
| 無形固定資産合計 | 81 | 81 |
| 投資その他の資産 | | |
| 出資金 | 10 | 10 |
| 保険積立金 | 70,392 | 75,243 |
| 長期前払費用 | 2,878 | 2,633 |
| 繰延税金資産 | 2,384 | 5,174 |
| その他 | 4,384 | 4,416 |
| 投資その他の資産合計 | 80,050 | 87,478 |
| 固定資産合計 | 336,004 | 348,349 |
| 資産合計 | 504,162 | 483,495 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2025年12月31日） | 当中間会計期間<br>（2026年６月30日） |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 2,025 | 5,603 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 42,476 | 45,634 |
| 未払金 | 4,006 | 6,629 |
| 未払費用 | 33,248 | 30,604 |
| 未払法人税等 | 362 | － |
| 未払消費税等 | 5,416 | 2,923 |
| 前受金 | 131,545 | 138,234 |
| 預り金 | 879 | 2,510 |
| 賞与引当金 | 8,537 | 9,842 |
| 受注損失引当金 | 115 | 3 |
| 流動負債合計 | 228,612 | 241,986 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 154,747 | 126,657 |
| 固定負債合計 | 154,747 | 126,657 |
| 負債合計 | 383,359 | 368,643 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 40,000 | 40,000 |
| 利益剰余金 | 80,802 | 74,851 |
| 株主資本合計 | 120,802 | 114,851 |
| 純資産合計 | 120,802 | 114,851 |
| 負債純資産合計 | 504,162 | 483,495 |

② 【中間損益計算書】

（単位：千円）

| | 前中間会計期間<br>（自　2025年１月１日<br>至　2025年６月30日） | 当中間会計期間<br>（自　2026年１月１日<br>至　2026年６月30日） |
|---|---|---|
| 売上高 | 201,580 | 188,751 |
| 売上原価 | 84,676 | 76,188 |
| 売上総利益 | 116,904 | 112,562 |
| 販売費及び一般管理費 | ※　120,515 | ※　126,251 |
| 営業損失（△） | △3,611 | △13,688 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 42 | 71 |
| 受取配当金 | 0 | 0 |
| 補助金収入 | 18 | 536 |
| 保険解約返戻金 | － | 5,217 |
| その他 | 19 | 3 |
| 営業外収益合計 | 80 | 5,829 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,294 | 1,463 |
| 支払保証料 | 211 | 244 |
| 上場関連費用 | 9,010 | － |
| 営業外費用合計 | 10,517 | 1,708 |
| 経常損失（△） | △14,048 | △9,567 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | － | 838 |
| 特別利益合計 | － | 838 |
| 税引前中間純損失（△） | △14,048 | △8,729 |
| 法人税等 | △5,143 | △2,779 |
| 中間純損失（△） | △8,905 | △5,950 |

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

| | 前中間会計期間<br>（自　2025年１月１日<br>至　2025年６月30日） | 当中間会計期間<br>（自　2026年１月１日<br>至　2026年６月30日） |
|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前中間純損失(△) | △14,048 | △8,729 |
| 減価償却費 | 3,681 | 4,384 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | △382 | △151 |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | 441 | 1,305 |
| 受注損失引当金の増減額（△は減少） | △341 | △111 |
| 受取利息及び受取配当金 | △42 | △71 |
| 支払利息 | 1,294 | 1,463 |
| 上場関連費用 | 9,010 | － |
| 固定資産売却損益（△は益） | － | △838 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | 63,727 | 25,217 |
| 棚卸資産の増減額(△は増加) | 1,689 | △10 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | 1,763 | 3,578 |
| 前受金の増減額（△は減少） | 13,051 | 6,689 |
| その他の流動資産の増減額（△は増加） | 1,287 | 548 |
| その他の流動負債の増減額（△は減少） | △11,052 | △882 |
| その他 | 301 | 428 |
| 小計 | 70,381 | 32,821 |
| 利息及び配当金の受取額 | 42 | 71 |
| 利息の支払額 | △1,294 | △1,463 |
| 法人税等の支払額 | △367 | △373 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 68,761 | 31,055 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △3,243 | △10,009 |
| 有形固定資産の売却による収入 | － | 1,545 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | － | △234 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 58 | 18 |
| 保険積立金の積立による支出 | △4,667 | △4,851 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △7,852 | △13,531 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入金の返済による支出 | △25,107 | △24,932 |
| 上場関連費用の支出 | △5,500 | － |
| 配当金の支払額 | △1,998 | － |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △32,605 | △24,932 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 28,303 | △7,407 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 74,042 | 103,720 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※　102,346 | ※　96,313 |

【注記事項】

（中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間貸借対照表関係）

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達をおこなうため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（2025年12月31日）<br>（千円） | 当中間会計期間<br>（2026年６月30日）<br>（千円） |
|---|---|---|
| 当座貸越極度額 | 30,000 | 30,000 |
| 借入実行残高 | ― | ― |
| 差引額 | 30,000 | 30,000 |

（中間損益計算書関係）

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 前中間会計期間<br>（自　2025年１月１日<br>至　2025年６月30日）<br>（千円） | 当中間会計期間<br>（自　2026年１月１日<br>至　2026年６月30日）<br>（千円） |
|---|---|---|
| 役員報酬 | 29,623 | 28,312 |
| 給料手当 | 35,229 | 35,513 |
| 貸倒引当金繰入額 | △382 | △151 |
| 賞与引当金繰入額 | 5,647 | 5,439 |

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前中間会計期間<br>（自 2025年１月１日<br>至 2025年６月30日）<br>（千円） | 当中間会計期間<br>（自 2026年１月１日<br>至 2026年６月30日）<br>（千円） |
|---|---|---|
| 現金及び預金 | 102,346 | 96,313 |
| 現金及び現金同等物 | 102,346 | 96,313 |

（株主資本等関係）

前中間会計期間（自 2025年１月１日　至 2025年６月30日）

１　配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年３月24日定時株主総会 | 普通株式 | 1,998 | 79.94 | 2024年12月31日 | 2025年３月25日 | 利益剰余金 |

（注）当社は、2025年３月24日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。2025年３月24日定時株主総会決議による1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

２　基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2026年１月１日　至 2026年６月30日）

１　配当金支払額

該当事項はありません。

２　基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

| | 前中間会計期間<br>（自　2025年１月１日<br>至　2025年６月30日） | 当中間会計期間<br>（自　2026年１月１日<br>至　2026年６月30日） |
|---|---|---|
| システムインテグレーションサービス | 141,062 | 119,928 |
| システム運用・メンテナンス | 59,918 | 64,813 |
| コンサルティング | 600 | 4,010 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 201,580 | 188,751 |
| その他の収益 | － | － |
| 外部顧客への売上高 | 201,580 | 188,751 |

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前中間会計期間<br>（自　2025年１月１日<br>至　2025年６月30日） | 当中間会計期間<br>（自　2026年１月１日<br>至　2026年６月30日） |
|---|---|---|
| １株当たり中間純損失(△)(円) | △35.62 | △23.80 |
| (算定上の基礎) | | |
| 中間純損失(△)(千円) | △8,905 | △5,950 |
| 普通株式に帰属しない金額(千円) | － | － |
| 普通株式に係る中間純損失(△)(千円) | △8,905 | △5,950 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 250,000 | 250,000 |

(注) １．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．当社は、2025年３月24日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり中間純損失を算定しております。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第７　【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

# 第二部　【特別情報】

## 第１　【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 9 月 30 日

株式会社デージーネット
　取締役会 御中

栄監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　花村美晴

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　瀬戸元彦

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デージーネットの 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの第 28 期事業年度の中間会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デージーネットの 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要

と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規

定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上